

2016

2

No.606

はまなか

- ▶平成二十六年度の決算を公表します 町のお金がこのように使われました
- ▶公表します 町職員等の給与や職員数のあらまし
- ▶個人番号カードの交付はじまる
- ▶忘れていませんか？税の納付 町税を滞納すると滞納処分となります
- ▷まなぶん ー成人式の記念写真を配布しています！ー
- ▷健康サポート ー世界が注目する インターバル速歩ー

みんなで一生懸命、ペタンペタン！
(1月13日 霧多布保育所もちつき大会)



コンブを食べよう  牛乳を飲もう  “はまなか”

平成二十六年年度の決算を公表します

町のお金がこのように使われました

平成二十六年年度の一般会計・特別会計・企業会計決算が、昨年十二月定例町議会で認定されました。皆様に納めていただいた大切な税金がどのように使われ、町の財政状況がどのようになっていくかお知らせします。

★一般会計★

第五期総合計画の前期五年目を迎えた平成二十六年度は、東日本震災を教訓とした災害対策として、霧多布海岸陸開改良事業を実施するなど、災害に対して安全・安心なまちづくりや、少子高齢化の進展による少子化対策、高齢者福祉対策、本町を支える農漁業の振興に力を注ぐとともに、まちづくりのテーマである「生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか」未来につながる豊かな環境」の実現に向けた政策課題について積極的に対応いたしました。

決算の総額は、歳入で六十八億五千九百三十六万円、歳出では六十七億五千五百四十二万九千円、実質収支は、翌年度へ繰り越す財源二千五百六十五万八千円を差し引き七千八百二十七万三千円となりました。項目ごとの決算の内容は下表のとおりですが、歳出では給与費・農林水産

業費・公債費の順で支出割合が高く、旧じん芥焼却場の解体を実施したことに伴い、衛生費が前年度を大きく上回りました。

★性質別決算の状況★

歳出の内訳を性質別に見ますと、割合で最も高いのが人件費の二十四％で、次いで普通建設事業費の十八・四％となっております。

前年度二十一・一と大きかった補助費は十五・七％で、その他の経費につきましては、物件費の十二・三％、公債費の十一・六％の順となっております。主な事業内容は次頁に記載しております。

また、実質公債費比率は十・六％で、前年度との比較では〇・八％改善されましたが、依然として厳しい財政状況であり、今後とも事業を厳選しながら住み良いまちづくりに力を注いでまいります。



■歳入■

地方交付税	36億3,732万7千円	53.0 %
町債	7億6,699万1千円	11.2 %
町税	6億9,830万6千円	10.2 %
国庫支出金	5億 154万7千円	7.3 %
道支出金	3億9,067万7千円	5.7 %
使用料及び手数料	2億 634万7千円	3.0 %
諸収入	1億5,974万6千円	2.3 %
地方譲与税	1億1,440万0千円	1.7 %
地方消費税交付金	7,629万6千円	1.1 %
その他	3億 772万3千円	4.5 %
歳入合計	68億5,936万0千円	100.0 %

■性質別決算の状況■

人件費	13億7,800万5千円	20.4 %
普通建設事業費	12億4,555万7千円	18.4 %
補助費	10億5,988万2千円	15.7 %
物件費	8億3,124万8千円	12.3 %
公債費	7億8,145万7千円	11.6 %
繰出金	6億5,722万5千円	9.7 %
扶助費	3億1,611万8千円	4.7 %
維持補修費	2億3,092万1千円	3.4 %
積立金	1億7,260万2千円	2.6 %
投資・出資・貸付金	8,241万4千円	1.2 %
合計	67億5,542万9千円	100.0 %

■歳出■

給与費	13億 302万4千円	19.3 %
農林水産業費	10億 869万7千円	14.9 %
公債費	7億8,145万6千円	11.6 %
衛生費	6億9,194万0千円	10.2 %
民生費	6億5,755万8千円	9.7 %
総務費	6億1,320万8千円	9.1 %
土木費	6億 489万9千円	9.0 %
教育費	5億8,232万6千円	8.6 %
消防費	3億2,182万4千円	4.8 %
商工会費	1億3,389万7千円	2.0 %
議会費	5,660万0千円	0.8 %
歳出合計	67億5,542万9千円	100.0 %

特別会計 特別会計とは、特定の収入を財源として特定の事業を行う会計で、本町では5会計あります。(単位：千円)

区 分	歳 入	歳 出	差 引
国民健康保険特別会計	1,202,566	1,181,920	20,646
後期高齢者医療特別会計	66,579	65,559	1,020
介護保険特別会計	419,199	411,081	8,118
浜中診療所特別会計	247,631	241,561	6,070
下水道事業特別会計	392,339	389,372	2,967
合 計	2,328,314	2,289,493	38,821

企業会計 企業会計とは、民間企業と同じような経理を行う会計です。(単位：千円)

区 分	収 入	支 出	差 引	
水道事業	収 益 的	184,975	177,877	7,098
	資 本 的	2,951	62,051	△ 59,100

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額59,100千円は過年度分損益勘定留保資金などで補てんしました。

町の借入金の状況 (地方債・企業債の現在高) (単位：千円)

借 入 先	25年度末 現在高	26年度		26年度末 現在高
		借入額	償還額	
政 府 資 金	8,772,100	690,091	756,784	8,705,407
財政融資資金	8,559,662	690,091	733,378	8,516,375
旧郵政公社資金	212,438		23,406	189,032
地方公共団体金融機構	1,702,690	70,700	76,908	1,696,482
金 融 機 関	442,182	20,100	61,719	400,563
共 済 組 合 等	21,470		2,870	18,600
北 海 道	376,369		61,896	314,473
計	11,314,811	780,891	960,177	11,135,525

町が学校等の公共施設を建設したり、水道や下水道・道路・港湾整備を行うために国や銀行等から借りている平成26年度末の借入金現在高が約111億3千5百万円になっております。この借入金の利子を含めた返済額が毎年度の歳出に占める割合が高く、財政硬直化の要因となっております。

基金の状況 (全会計) (単位：千円)

基 金 名	25年度末 現在高	26年度		26年度末 現在高
		積 立	取崩し	
財 政 調 整 基 金	1,086,345	134,412		1,220,757
減 債 基 金	280,525	70		280,595
開基記念事業基金	11,256	3		11,259
人づくり基金	18,753	8	5,700	13,061
福祉振興基金	39,736	140		39,876
医師処遇改善準備基金	43,305	1,511		44,816
新規就農者等育成基金	1,123	201		1,324
育英事業基金	33,065	1,200	1,980	32,285
水産振興基金	32,018	8,009		40,027
特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金	0	27,048	20,300	6,748
国保給付改善準備基金	384	1		385
介護保険給付費準備基金	822	11		833
土地開発基金	36,844			36,844
計	1,584,176	172,614	27,980	1,728,810

町の貯金でもある基金は、25年度末より全体で1億4千5百万円ほど増額となりましたが、これは財政調整基金に前年度決算剰余金の1/2及び財源剰余分を積み立てたことや特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を新設したこと、寄附金をそれぞれの基金に積み立てたことが主な要因です。

平成26年度に行った主な建設事業

(単位：千円)

産 業 関 係	
道営草地整備改良事業負担金 (浜中東部・西部地区)	13,684
茶内第三地区一般農道整備事業負担金	24,019
浜中姉別地区道営農道整備事業負担金	4,644
新規就農者誘致事業補助	35,154
公有林整備事業	29,137
未来につなぐ森づくり推進事業補助	7,960
魚種選別機整備事業補助	7,855
水産多面的機能発揮対策支援事業負担金	13,550
丸山散布物揚場整備事業	126,194
漁港工事地元負担金 (琵琶瀬漁港・散布漁港)	7,594
国直轄港湾整備事業管理者負担金	21,308
福 祉 ・ 生 活 環 境 整 備	
斎場改修工事	5,616
浜中歯科診療所改修工事	13,457
浜中診療所医療機器購入	3,618
旧じん芥焼却場解体事業	108,400
清掃車両購入	23,166
除雪車両購入	16,481
町道改修工事(茶内原野西7線道路局部改良工事ほか)	38,383
橋梁長寿命化事業(福島橋・姉別北橋)	30,294
中学校通改良舗装工事	19,278
暮帰別13号道路改良舗装工事	29,052
町道維持委託事業(町道除雪・町道維持)	167,781
町営住宅屋根葺替工事	2,916
公営住宅新築事業	65,340
教 育 環 境 整 備	
霧多布小学校遊具設置工事	1,080
学校施設改修工事実施設計委託(各小・中学校)	3,834
天井等落下防止調査委託(各小・中・高校)	5,789
霧多布中学校耐震補強工事	40,284
浜中中学校校舎改修工事	33,912
スクールバス購入(高等学校)	6,134
学習用コンピュータ購入(高等学校)	8,316
教員住宅改修工事(高等学校)	9,612
総合文化センター改修工事	87,912
農業者トレーニングセンター改修工事	1,577
町民温水プール屋上防水改修工事	4,746
学校給食センター改築工事実施設計委託	4,266
災 害 対 策	
霧多布海岸陸開改良事業	169,783
防潮堤嵩上改良概算設計委託	14,364
津波避難所誘導標識設置工事	5,616
霧多布津波避難道設置工事	4,860
防災用コンテナ購入	2,333
災害備蓄品購入	4,619



平成二十六年 決算のバランスシート

町の財政状況については、毎年度の予算及び決算で皆様にお知らせしておりますが、役場の会計の仕組みは、地方自治法に基づいた予算決算制度で単式簿記といわれ、社会資本の蓄積や抱えている負債の状況がわかりにくいものでした。

そこで、町の財政状況をよりわかりやすく説明するために、特別会計を含めた全会計分の連結バランスシート（貸借対照表）を作成しましたのでお知らせいたします。

これにより、町全体の資産や負債の概要を把握することができ、短期的、長期的な財政状況の実態が明らかになり、透明性の確保や経営感覚をもった行政運営への効果が期待されます。

バランスシートには次の利点があります。

- ①町の貯金・借金の状況や将来世代の負担状況などが明らかになること
- ②他の市町村の作成事例との比較が容易なこと
- ③町財政の健全化の指針となること

バランスシートの用語は次のとおりです。

借方
(資産の状況を表しています。)

〔資産の部〕

町の資産となっているもので行政サービスを提供するための基礎を構成するものです。

有形固定資産 (構成比九十二・七%)

道路・学校などの土地や建物・下水道施設・水道施設など、長期間行政サービスを提供するために使用される資産です。

投資等 (構成比一・九%)

投資及び出資金
関係機関への投資及び出資金です。

● 貸付金

産業振興資金の貸付金です。

● 基金

町の貯金に当たるもので、人づくり基金や土地開発基金などがあります。

● 退職手当組合積立金

町職員の退職手当の原資金です。

流動資産 (構成比六・三%)

● 現金・預金

財政調整基金、減債基金、歳計現金 (翌年度への繰越金) などです。

● 未収金

町税や国民健康保険税、使用料及び手数料などの未収金 (滞納分) です。

貸方

(負債の状況を表しています。)

〔負債の部〕

町民の負担として将来にわたって返済 (償還) していくものです。

固定負債 (構成比三十八・一%)

・ 地方債

町の借金で将来返済しなければならぬものです。

・ 債務負担行為

将来の支出を伴う契約行為で、既に履行すべき額が確定したものです。ただし、偶発債務に相当するものは欄外に表示していません。

・ 引当金

年度末に町職員全員が普通退職したと想定した場合に必要な退職手当金の総額です。

流動負債 (構成比三・五%)

・ 翌年度償還予定額
一年以内に償還期限が来る借金の元金償還額です。

・ 翌年度繰上充用金

歳入が不足した場合、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てる額です。(該当ありません。)

〔資産・負債差額の部〕

(構成比五十八・四%)
資産のうち、すでに住民から支払われた町税や国・道からの補助金です。

・ 国庫支出金

有形固定資産を取得する前提として国から受け入れる補助金を意味します。

・ 道支出金

有形固定資産を取得する前提として道から受け入れる補助金を意味します。

・ 一般財源その他

町税などです。

バランスシート比較表 (全会計)

(単位: 千円)

借	方				貸	方			
	平成25年度	平成26年度	差 額	対前年度		平成25年度	平成26年度	差 額	対前年度
[資産の部]					[負債の部]	12,738,259	12,462,728	△ 275,531	△ 2.2%
1.有形固定資産	27,882,709	27,467,278	△ 415,431	△ 1.5%	[資産・負債差額の部]	17,561,811	17,486,487	△ 75,324	△ 0.4%
2.投資等	555,636	583,388	27,752	5.0%	負債及び資産・負債差額合計	30,300,070	29,949,215	△ 350,855	△ 1.2%
3.流動資産	1,861,725	1,898,549	36,824	2.0%					
資 産 合 計	30,300,070	29,949,215	△ 350,855	△ 1.2%					

町民1人あたりのバランスシート比較表 (全会計)

(単位: 千円)

借	方				貸	方			
	平成25年度	平成26年度	差 額	対前年度		平成25年度	平成26年度	差 額	対前年度
[資産の部]					[負債の部]	2,038	2,014	△ 24	△ 1.2%
1.有形固定資産	4,462	4,438	△ 24	△ 0.5%	[資産・負債差額の部]	2,811	2,825	14	0.5%
2.投資等	89	94	5	5.6%	負債及び資産・負債差額合計	4,849	4,839	△ 10	0.2%
3.流動資産	298	307	9	3.0%					
資 産 合 計	4,849	4,839	△ 10	△ 0.2%					

(平成26年3月31日現在・住民基本台帳人口 6,249人) (平成27年3月31日現在・住民基本台帳人口 6,189人)

平成26年度 貸借対照表 (全会計)

(平成27年3月31日現在)

借	方
[資産の部]	
1. 有形固定資産	
(1) 普通会計	178億5,247万6千円
(2) 下水道事業特別会計	84億9,001万2千円
(3) 水道事業会計	11億2,470万円
(4) 国民健康保険特別会計	0円
(5) 後期高齢者医療特別会計	0円
(6) 介護保険特別会計	0円
有形固定資産合計	274億6,727万8千円
2. 投資等	
(1) 投資及び出資金	9,096万5千円
(2) 貸付金	1億4,255万7千円
(3) 基金	2億2,745万9千円
①特定目的基金	1億9,061万4千円
②土地開発基金	3,684万5千円
③定額運用基金	0円
(4) 退職手当組合積立金	1億2,099万7千円
(5) その他	141万円
投資等合計	5億8,338万8千円
3. 流動資産	
(1) 現金・預金	17億6,409万2千円
①財政調整基金	12億2,075万7千円
②減債基金	2億8,059万5千円
③歳計現金	2億6,273万9千円
(2) 未収金	1億5,008万3千円
①普通会計	7,530万4千円
②下水道事業特別会計	364万3千円
③水道事業会計	630万円
④国民健康保険特別会計	3,538万5千円
⑤後期高齢者医療特別会計	23万3千円
⑥介護保険特別会計	82万2千円
流動資産合計	18億9,854万9千円
4. 繰延資産	
	0円
資産合計	299億4,921万5千円

貸	方
[負債の部]	
1. 固定負債	
(1) 地方債	100億9,562万7千円
①普通会計	70億3,577万9千円
②下水道事業特別会計	24億7,964万4千円
③水道事業会計	5億8,020万4千円
④国民健康保険特別会計	0円
⑤後期高齢者医療特別会計	0円
⑥介護保険特別会計	0円
(2) 債務負担行為	0円
①物件の購入等	0円
②債務保証又は損失補償	0円
(3) 退職給与引当金	13億1,964万3千円
(4) その他	0円
固定負債合計	114億1,527万円
2. 流動負債	
(1) 翌年度償還予定額	10億4,041万9千円
①普通会計	7億7,564万円
②下水道事業特別会計	2億1,729万9千円
③水道事業会計	4,748万円
④国民健康保険特別会計	0円
⑤後期高齢者医療特別会計	0円
⑥介護保険特別会計	0円
(2) 翌年度繰上充用金	0円
(3) その他	703万9千円
流動負債合計	10億4,745万8千円
負債合計	124億6,272万8千円
[資産・負債差額の部]	
1. 国庫支出金	63億5,729万8千円
2. 道支出金	31億1,480万円
3. 他団体及び民間出資分	0円
4. 一般財源その他	80億1,438万9千円
資産・負債差額合計	174億8,648万7千円
負債及び資産・負債差額合計	299億4,921万5千円

※債務負担行為に係る補償等

- ①物件の購入等に係るもの 2,948万6千円
- ②債務保証及び損失補償に係るもの 0円
- ③利子補給等に係るもの 1億4,451万8千円

○作成の基準

- 1.対象範囲 全会計
- 2.作成基準日 平成26年度(平成27年3月31日)
- 3.基礎数値 昭和44年度以降、国に報告している決算統計資料による。

町民1人あたりの貸借対照表

(平成27年3月31日現在・住民基本台帳人口 6,189人)

借	方	貸	方
資産		負債	
有形固定資産	443万8千円		201万4千円
投資等	9万4千円	資産・負債差額	
流動資産	30万7千円		282万5千円
繰延資産	0円		
資産合計	483万9千円	負債及び資産・負債差額合計	483万9千円

公表します

町職員等の給与や職員数のあらまし

町職員の給与は、町議会の審議を経て、給料や諸手当の額などが条例で定められており、行政の透明性を図るため広く町民の皆様に理解しやすい形で、公表することが法律で定められています。

今月号では、平成27年度の町職員の給与や職員数の状況をお知らせします。

職員数の状況は表3のとおりで、平成26年と平成27年を部門ごとで比較しています。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成26年	平成27年	
一般行政部門	議 会	2	2	-
	総 務	35	33	△ 2
	税 務	9	9	-
	農 水	15	15	-
	商 工	4	4	-
	土 木	6	6	-
	民 生	30	30	-
	衛 生	28	28	-
	小 計	129	127	△ 2
特別行政部門	教 育	36	33	△ 3
公営企業等	水 道	7	6	△ 1
	下 水 道	2	2	-
	国 保	3	3	-
	介 護 保 険	4	4	-
	そ の 他	1	2	1
	小 計	17	17	-
合 計		182	177	△ 5

(注) 職員数は一般職に属する職員数で臨時非常勤職員は除いています。(職員数には、霧多布高等学校の教員も含まれております。)

職員の任免及び職員数

平成26年度に採用した職員は7人で、退職した職員は11人となっています。

区分	採用者数	退職者数
事務職	7人	11人

(注) 退職は、自己都合、定年、勸奨、懲戒、死亡などの種類があります。

職員数の状況

職員数の推移は表2のとおりで、過去6年間の増減数を部門別に比較しています。

部門別 年度	一般行政	教育	普通会計 計	公営企業 等会計計	総合計
平成22年	128	31	159	20	179
平成23年	126	33	159	21	180
平成24年	127	35	162	20	182
平成25年	127	35	162	19	181
平成26年	129	36	165	17	182
平成27年	127	33	160	17	177
過去6年間の増減数(率)	△ 1 (△ 0.8%)	2 (6.5%)	1 (0.6%)	△ 3 (△ 15%)	△ 2 (△ 1.1%)

(注) 部門別職員数は、各年における定員管理調査において報告した人数です。

給料以外の諸手当には次のものがあり、それぞれ支給される職員の範囲、手当の額などは表9のとおりです。

また、退職手当支給月数の状況は表10のとおりです。

手当の名称	支給金額等		
期末手当 勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.75月分
	12月期	1.375月分	0.75月分
	計	2.6月分	1.5月分
	職務上の段階、級による加算割合5~15%		
扶 養 手 当	配偶者	13,000円	
	扶養家族	1人につき6,500円 (15歳から22歳までの子は5,000円を加算)	
住 居 手 当	自己所有	3,000円	
	借家・借間	最低2,000円～最高29,000円まで (12,000円を超える家賃が対象)	
通 勤 手 当	自家用車使用	最高	31,600円
	交通機関利用	通勤に伴う運賃相当額 (いずれも通勤距離が2km以上の者)	
そ の 他	管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当など		

区分	浜中町		国	
	自己都合	定年	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続30年	36.105月分	42.4125月分	36.105月分	42.4125月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分

町長をはじめ常勤の特別職の給料及び町議会議員の報酬は表11のとおりです。

区分	給料月額等	期 末 手 当		
給 料	町 長	753,000円	6月期	1.40月分
	副町長	648,000円	12月期	1.55月分
	教育長	598,000円	計	2.95月分
			加算割合	15%
報 酬	議 長	295,000円	6月期	1.40月分
	副議長	236,000円	12月期	1.55月分
	委員長	210,000円	計	2.95月分
	議 員	186,000円		

職員給与の状況

表4は人件費の状況で、人件費には毎月の給与のほか、退職手当、共済費の使用者負担分や特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

区分	人口	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 B/A
26年度	6,189人	6,755,429	1,303,023	19.29%

(注)1 「一般会計」とは、特別会計と企業会計を除いた会計です。
2 人口は平成27年3月31日現在です。

毎月の給料と期末・勤勉手当などの諸手当を合わせた職員給与費の状況は表5のとおりです。

区分	職員数 A	給与費			1人当たり 給与費 B/A
		給料	諸手当	計 B	
27年度	157人	610,831	318,960	929,791	5,922

(注)1 諸手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算額です。

一般行政職員全体の平均給料月額、諸手当を含めた平均給与月額、平均年齢は表6のとおりです。

区 分	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
一般行政職	319,557	340,818	41歳9月

表7は採用時の初任給、表8は級別の標準的な職務と職員数です。

区 分	浜中町	国
一般行政職	大学卒	174,200円
	高校卒	142,100円

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務	主事	主任	主任 主査	主査 係長	係長 次長	課長	
職員数	27人	5人	7人	68人	11人	16人	134人
構成比	20.2%	3.7%	5.2%	50.8%	8.2%	11.9%	100%



職員の研修の状況

職員の研修は、人格と教養を高め、町民全体の奉仕者にふさわしい識見と実践力を育成して、町行政の民主的で能率的運営に貢献するよう計画に基づいて実施しています。

北海道市町村職員研修センターが実施する指導能力研修、管理能力研修、法制執務研修をはじめ町村会や町独自で実施する研修などに積極的に参加しております。

職員の福利厚生等の状況

表15 職員の福利と利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
職員の福利厚生	市町村職員共済組合	健康保険、共済年金などの給付、保健事業などを実施
	市町村職員福祉協会	医療給付、貸付事業、保養事業などを実施
公務災害	地方公務員災害補償基金	公務上の負傷に対して補償が受けられる

公平委員会への不服申立等の状況

地方公務員は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申立を地方公務員法第7条により公正・中立な第三者機関である公平委員会に行うことができます。その状況については表16のとおりです。

表16 公平委員会への不服申立等の状況

区分	内容
勤務条件に関する措置の要求の状況	平成26年度該当無
不利益処分に関する不服申立の状況	平成26年度該当無
苦情処理の状況	平成26年度該当無

勤務時間及びその他の勤務条件の状況

職員の勤務時間は表12、休暇の種類は表13のとおりです。

表12 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

区分	内容
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
1週間の勤務時間	38時間45分
週休日（休みの日）	日曜日および土曜日（施設によっては異なります）

表13 休暇の種類状況（平成27年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年度に20日。なお20日以内の残日数を翌年度に繰り越せる
病気休暇	負傷または疾病の療養に必要と認められる期間
特別休暇	忌引休暇、結婚の休暇、ボランティア休暇、産前産後の休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子などの介護を行う場合に必要と認められる期間

職員の分限及び懲戒処分の状況

表14 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内容	平成26年度の状況
分限	分限処分とは、勤務成績がよくない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	該当なし
懲戒	懲戒処分とは、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告等となるものです。	停職(6ヵ月) 1名 訓告 3名 嚴重注意 6名 注意 2名

職員のサービスの状況

地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされているほか、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密の保持などが規定されています。なお、平成26年度において、服務義務違反で処罰された件数は0件です。



個人番号カードの交付はじまる

個人番号カードを申請した方は、次の手順で交付を行います。
 詳しい受け取り方法は、通知カードに同封してある『個人番号カード交付申請のご案内』をご覧ください。
 ※個人番号カードは、ご希望の方のみお申し込みください。



個人番号カードの交付手順



住民票の住所に通知カードとともに届いた個人番号カード交付申請書を使用して、郵送による申請又はスマートフォン・パソコンによるWEB申請を行うと、交付通知書（はがき）がご自宅に届きます。



必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、**ご本人がお越し**ください。（※ 1）
 交付場所は「本庁」又は「支所」です。交付通知書（はがき）に記載されています。（※ 2）

必要な持ち物

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード
- 本人確認書類（※右記参照）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

- ※ 1 ご本人が病気、身体の障がい、その他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。（診断書、本人の障がい者手帳などが必要です。）
- ※ 2 交付通知書（はがき）に記載されている場所と違う所（本庁又は支所）で交付をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

※本人確認書類とは

- ① 住民基本台帳カード（写真付きに限る）・運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）・旅券・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点。
- ② これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの2点
 （例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証など



交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくことによりカードが交付されます。

交付窓口で暗証番号を設定します

個人番号カードは大切な情報ですので、複数の暗証番号で管理しています。簡単な数字の並びや生年月日、自宅の住所など推測されやすい番号を登録しないようにしましょう。なお、暗証番号はお越しになる前に、あらかじめ考えておいてください。

署名用電子証明書	英数字6文字以上 16文字以下で設定できます。 英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。
利用者証明用電子証明書 住民基本台帳 券面事項入力補助用	数字4桁 同じ暗証番号を設定することもできます。

※ まだ通知カードを受け取っていない方は、下記までお問い合わせください。

問合せ先 役場町民課町民係

☎ 62 - 2184

忘れていませんか？
税の納付

町税を滞納すると滞納処分となります

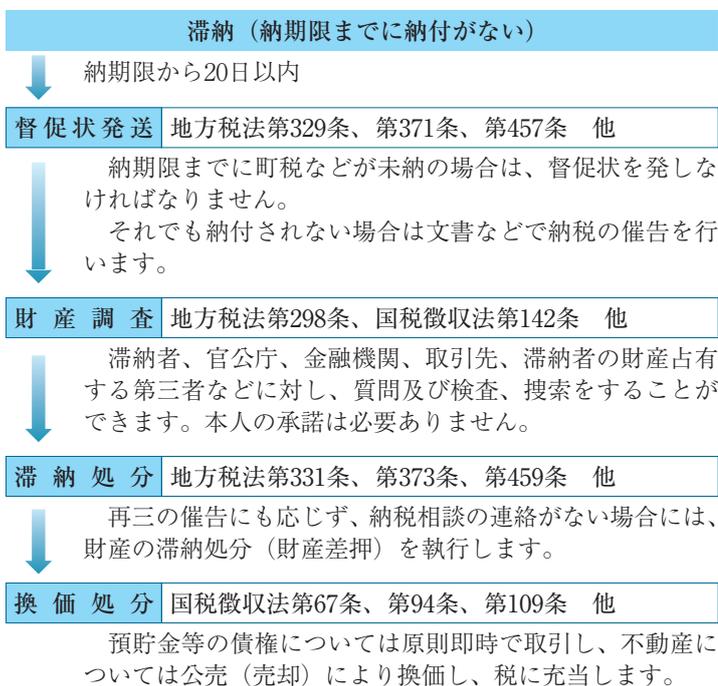
● 自立したまちづくりのために

町税は、町民皆様が安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、欠かすことのできない非常に大切な財源です。

町税を滞納する事は、納期限内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになり、町財政を圧迫することにより住民サービスに支障をきたすこととなりますので、納税相談もなく納付される意志が見られない悪質な滞納者には、財産差押えによる滞納処分を強制的に税を徴収いたします。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

● 滞納を放置していると…

■ 滞納処分までの流れ



■ 滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。税を滞納している場合、町は裁判所に手続きすることなく、自ら強制的に徴収することができる自力執行権が法で認められています。

■ 滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- 債権－預貯金、給与、年金、生命保険、売掛金、所得税還付金など
- 不動産
- 無体財産権－出資金（信用組合、農業協同組合など）
- 動産－絵画、自動車など

■ 納税は国民の義務です

支払い能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

● 釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ

釧路・根室管内の町村から引き継がれた事案について、広範囲な調査を行い、預金や給与、土地・建物などの財産を差し押さえて、公売などの処分を専門に行っている組織です。

本町でも、資力がありながら再三の催告に応じない場合や、高額滞納があるなどの一部の滞納者については、同機構への引き継ぎを行っています。

引き継がれた滞納者については、同機構により徹底した財産調査などを行い、計画的な納付がなければ粛々と滞納処分が進められていきます。この間、浜中町役場税務課での納税相談などはできなくなりますので、同機構への引き継ぎの対象とならないよう、税の納期内納付や早めの納税相談をお願いします。

■ 平成27年度 釧路・根室管内の滞納処分（財産差押）件数と金額

（平成27年12月末実績）

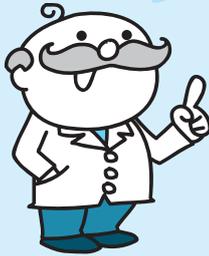
区分	預貯金	給与	生命保険	その他	捜索
差押件数	66件	6件	30件	45件	18件
差押金額	3,136千円	1,568千円	3,639千円	1,859千円	651千円

● 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めの相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、失業などの事情や、多重債務などにより納期ごとの納付が困難な場合には、一人で悩まず、放置せずに、まずは役場税務課へご相談ください。

◆問合せ先 浜中町役場税務課収納係 ☎62-2174（直通）

No.105 ごみ博士のごみ分別ワンポイント！



●今回のごみ分別ポイントは「貝がら」じゃ！

平成27年4月1日から「貝がら」の出し方が「燃えるごみ」に変更になったのじゃが、みんなはきちんとごみ出しができておるかのう。先日、最終処分場に燃えないごみとして搬入してきた人を見かけたぞ。

「貝がら」は燃えるごみの指定袋に入れて出してもらうんじゃが、重さで袋が破けない量を入れて出してくれよ。多量に出す場合は最終処分場に直接自己搬入するんじゃぞ。それと、他の生ごみと同様に水分をしっかりと切ってから出すんじゃぞ。

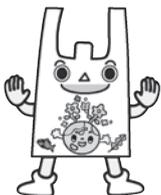
ただし、一般家庭から出される貝がらのみを収集するので、加工場等から出されたものは収集しないぞ。



面倒なことでも、小さなことからコツコツと！

それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！

レジポくんからのお知らせ！



平成27年度浜中町環境講演会を開催いたしました！

12月17日、浜中町総合文化センターにおいて国立研究開発法人水産総合研究センター北海道区水産研究所生産環境部長の町口裕二氏を講師にお招きし、「北海道周辺の海と魚たちの今」をテーマに講演会を開催いたしました。

講演では、海面水温の状況、海流の変化、北海道周辺の水産資源の状況を説明していただき、昆布については採取年の5月の海面水温が高ければ重いものが育つということと、ウニ養殖は地場の海藻を食べて、その場の生態系を再現しており、環境に優しい循環型の養殖事業であることなど教えていただきました。



国立研究開発法人水産総合研究センター
北海道区水産研究所生産環境部長 町口 裕二氏

平成二十八年度

青年就農給付金(準備型)に関するお知らせ

青年就農給付金(準備型)は、農業技術及び経営ノウハウを習得するための研修に専念する就農希望者を支援するための制度で、道が認める道立農業大学校等の教育機関や先進農家(指導農業士)・先進農業法人等で研修を受け就農する方に最長二年間、年間一五〇万円が給付されます。

道が認める教育機関に該当するもの

- 北海道立農業大学校(養成課程、研究課程、稲作経営専攻研修)
- 国立大学法人 帯広畜産大学草地畜産専修(別科)
- 拓殖大学北海道短期大学(農学ビジネス学科環境農学コース)
- 学校法人八紘学園 北海道農業専門学校(昼間部)
- 北海道富良野緑峰高等学校(農業特別専攻科)
- 北海道別海高等学校(農業特別専攻科)
- ホクレン畜産技術実証センター(研修生) など



以上の教育機関または先進農家(指導農業士)・先進農業法人等(海外も含む)で研修を行うにあたり、以下の要件を満たすことで給付金の給付を受けることが可能となります。

給付者の主な要件

- 就農予定時の年齢が、原則四十五歳未満であり、農業経営者となることについての強い意志を有していること
- 独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと
- ※ 親元就農の場合は、研修終了後5年以内に経営を継承するまたは農業法人の共同経営者になること
- 先進農家・先進農業法人等で研修を行う際に常勤の雇用契約を締結していないこと など

詳細については左記までお気軽にお問い合わせください。

【役場茶内支所】農林課農政係

電話 六五二二八六
FAX 六五二四三三



霧多布湿原 センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

あつたか初日の出2016

毎年恒例の元旦イベントを今年も開催しました。今年は穏やかな好天に恵まれ、館内からご来光を見るのができました。カフェではあたたかい牛乳を用意してお客様をお迎えしました。餅つきでは、おめでたい赤餅、浜中の昆布を練り込んだ昆布餅のほか、浜中産の牛乳を入れたミルク餅をご用意。子どもから大人までみんなで代わる代わる杵を持ち、かけ声をかけながら餅をつきました。つきたてのお餅を使ったお雑煮のほか、きなこ餅とみたらし餅をご提供しました。湿原センター玄関前で行った餅まきでは、大人も子どもも夢中になって餅を拾い、大賑わいでした。ご協力いただいた皆様、ご来場くださった皆様、ありがとうございました。



お知らせ

きりたつが子ども自然クラブ

「森のみつろうキャンドル作り」

みつろうを使って好きな形のキャンドルを作りましょう。

森に行つて木の实や枝を拾つてきて、キャンドルを飾り付けます。できあがつたキャンドルの点灯式も行いますよ。お父さんお母さんの参加も歓迎です。

冬の一日、暖かな光をともしキャンドルを手作りしてみませんか。

日時…3月6日(日) 9時30分～14時
対象…小学校1年～6年
定員…20名

参加費…1人500円

募集受付…2月22日(月) 9時より

※ きりたつ子ども自然クラブでは、会員を随時募集しています。

小学生なら誰でも大丈夫です。自然の中で一緒に楽しく遊びませんか? 4月からも楽しいプログラムを企画中です!

冬期休館で迷惑をおかけしました

1月31日まで休館しておりましたが、2月1日より通常開館しております。休館中にご迷惑をおかけしました。2016年もどうぞよろしくお願いたします。

● 予約・問い合わせ先

湿原センター ☎ 6512779

<http://www.kiritappu.or.jp/center/>

浜中消防団の 出初式が行われました



一月七日、浜中消防団の出初式が行われました。
冷たい風が吹く中、真っ白な息を吐きながら消防団の方々が総合文化センターから消防庁舎まで分列行進を行いました。
行進の様子から新年を迎え新たな気持ちで「町民の生命と財産を守る」という使命感がうかがわれました。
また、行進の後は消防庁舎にて北海道消防（知事）表彰等の表彰式が行われ、今年は五十九名が表彰されました。

浜中中学校に 感謝状が贈呈されました



十二月二十二日、浜中中学校に法務省から感謝状が贈呈されました。
これは、第三十五回全国中学生人権作文コンテストに参加した生徒の多い学校に贈られるものです。浜中中学校では全校生徒の八〇%を超える生徒が参加しました。
感謝状は釧路法務局人権擁護課の前川課長から贈呈され、生徒会役員が全校生徒を代表して受け取りました。
前川課長は「人権というテーマは実はとても身近なものです。これからも人権作文に取り組んでください。」とおっしゃっていました。

平成28年浜中町成人式記念式典が挙行されました



町内の成人式が一月十日に挙行され、今年は男性二十六名、女性二十六名の計五十二名が参加されました。
華やかな振り袖や凛々しい袴・背広姿の新成人で会場は賑わい、記念撮影をするなどして久しぶりの再会を喜び合っていました。
式典では、栗本教育委員長より式辞をいただき、松本町長と波岡議会議長より新成人の門出を祝う言葉が贈られました。
新成人からは代表の田中 矢吹さんと永坂 愛里さんより、「積極的に自己の能力の開発に努め、社会参加の活動を進めます。」と誓いの言葉が述べられました。

休日公証相談のお知らせ

日時	2月28日(日) 10:00~16:00
場所	釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階 釧路公証人合同役場
相談内容	遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など
相談料	無料
申込方法	相談を希望される方は、2月26日(金)までに、電話予約をお願いします。
問合せ先	釧路公証人合同役場 ☎0154-25-1365

公共職業訓練 受講生募集！

対象	ハローワークに求職の登録をしている方
募集人数	建設荷役車両運転科 20名 ビジネスワーク科 15名
申込期間	2月5日(金)~3月4日(金)
見学会	2月15日(月)、2月26日(金)
選考日	3月10日(木)
訓練期間	平成28年4月4日(月)~9月30日(金)
費用	15,000円程度 (テキスト代)
申込み先	ハローワーク釧路 ☎0154-41-1201
問合せ先	ポリテクセンター釧路 ☎0154-57-5938

十勝釧路沿岸海岸保全基本計画 変更案の縦覧について

北海道では十勝釧路沿岸海岸保全基本計画の変更にあたり、住民の皆様のご意見をお聴きすることとしています。

つきましては、変更案を次のとおり縦覧しますので、ご意見のある場合は、平成28年3月11日までに、各縦覧場所の所属課へ書面で提出してください。

縦覧期間	平成28年2月1日~平成28年3月1日
縦覧場所	浜中町役場水産課 釧路総合振興局 └ 釧路建設管理部用地管理室維持管理課 └ 産業振興部水産課及び農村振興課

人権擁護委員に 2名が再委嘱されました

法務大臣より1月1日付で、天間館りゆう子さん、中村裕子さんの2名が人権擁護委員に再任で委嘱されました。

浜中町の人権擁護委員は、上記2名に昨年10月1日に再委嘱されております加藤憲治さんを加えた3名で活動していただきます。

町内での人権思想の啓蒙活動にご尽力されますことを期待いたします。

民生委員児童委員のお知らせ ~あなたの安心な暮らしのお手伝い~

この度、欠員となっておりました茶内地区を担当する民生委員児童委員に太田順子さん(56歳)が就任されました。



民生委員児童委員は、地域住民の一員として、それぞれ担当する区域において厚生労働大臣の委嘱を受け活動しています。

住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として、町民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して活動しています。

福祉に関する事などは、お近くの民生委員児童委員にお気軽にご相談ください。

問合せ先 役場福祉保健課福祉係 ☎62-2305

法テラス釧路 無料法律相談会

日時	2月24日(水)~26日(金)
場所	法テラス釧路との契約弁護士・司法書士の各事務所
相談員	法テラス釧路との契約弁護士・司法書士
予約	事前予約制となりますので、下記期間中にご予約ください。
予約期間	2月8日(月)~19日(金) 10:00~16:00
共催	釧路弁護士会・釧路司法書士会
予約・問合せ先	法テラス釧路 ☎0503383-5567

駐在所からのお知らせ

落氷雪による事故防止

例年2月は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落や除雪機に巻き込まれるなどで尊い命を落とすなどの事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ◇屋根の雪やつららを早めに下ろしましょう。
- ◇危険な軒下を歩かないようにしましょう。
- ◇子ども達を落氷雪の危険がある場所で遊ばせないようにしましょう。
- ◇除雪機による除雪は安全を確かめながら行いましょう。



違法・迷惑駐車防止

違法・迷惑駐車は、次のような危険や障害の原因となりますので、絶対に止めましょう。

○道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両通行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の歩行を妨げます。

○交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車車両は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

○緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。

特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

○歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

○除排雪作業などの障害となります。

違法駐車が除雪車の進行や除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

厚岸警察署 浜中グループ駐在所

産地場クッキング

今月の食材は「さば」です。

「さばのカレーチャーハン」

【材料：4人分】

- ☆白米(炊いたもの)……………600g
- ☆さば……………2切れ
- ☆ピーマン……………2個
- ☆カレー粉……………小さじ1杯
- ☆サラダ油……………大さじ2杯
- ☆塩……………少々

【作り方】

- ①さばを中まで火が通るように焼き、ほぐす。
- ②ピーマンのヘタと種を取り、みじん切りにする。
- ③フライパンにサラダ油大さじ2杯入れ中火で熱し、ピーマンを入れて塩を少々ふり、軽く炒める。
- ④ご飯を加えてほぐしながら炒め、さばとカレー粉を加え、さらに全体を炒めあわせて完成。

※ひじきを加えてアレンジすると貧血予防に効果的です。

【1人分の栄養素】

エネルギー	410kcal
カルシウム	15mg
食塩相当量	0.4g

健康維持のための塩分

1日の摂取目標量

- 成人男性 8.0g 未満
- 成人女性 7.0g 未満



学校発信情報

「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取り組みを紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校5校・中学校4校を連載でご紹介しています。

学校データ

(11月1日現在)

校長	梅津 和弘
教頭	石毛 聖子
教員数	5人
養護教諭	1人
事務職員	1人
事務生	1人
児童数	20人
学級数	5学級

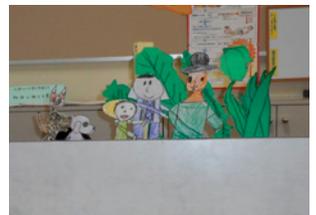
《茶内第一小学校》

今から93年前、根釧台地に入植した地域住民が、「子ども達に教育を受けさせたい。」との強い思いにより私設簡易教育所を開設しました。校舎や先生を自力で探し、費用をみんなで負担し、茶内地域最初の学校を作りました。

本校の特色の一つに、身近な自然環境に関心を持ち、様々な体験活動を通して、子どもの健全育成に取り組む「茶内第一くるみっ子緑の少年団」があります。今から28年前に組織されたものですが、自然体験学習や環境学習、奉仕活動など多岐にわたる活動を教育課程に位置付け、人間としての感性を磨き、優しさや思いやりの心を育て、思考力を伸ばすことを教育の柱として取り組んでいます。その活動として、地域や釧路総合振興局森林室の皆様のご協力で、「森林学習1～3」や「湿原学習」を毎年行っています。今年、押し花づくりやハマナスジャムづくりなどをしました。また、環境教育の一環として、リングプルの回収に取り組みました。地域や学校で集めたリングプル42.2kgを社会福祉協議会へ届けました。他にも、環境保護のため、春・秋にゴミ拾いをしました。

子ども達が尚一層自信をもって発表できるように「朝の茶一タイム」では、読書活動を通して中学年の音読発表、高学年のお勧め本の紹介、そして低学年による「大きなかぶ」(1年生国語)の紙人形劇を発表するなど、自ら学び、考え、表現する取り組みにより、子ども達の思考が深まり、着実に発表力がついています。

伝説ある歴史と新たな挑戦により、調和のとれた子どもの育成を目指し、今後も教育活動の充実に努めます。



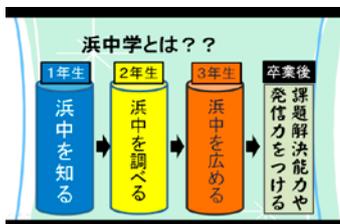
私たちの町の高等学校 霧多布高校通信

はまなかがく 「浜中学」が 大胆な地域の活性化策を提言する

12月17日、総合文化センターにおいて「平成27年度各種派遣事業報告会」を開催しました。今年度は、国内産業・環境視察発表、海外交流派遣発表に加え、平成25年度から開講している「浜中学」の成果発表を合わせて行いました。

初めて3年間の学習の成果を発表する「浜中学」では、具体的に2つの提言を行いました。一つは、町産業の両輪の一つ、「漁業」についてです。近年、その成功がテレビや新聞にぎわす酪農と同様の6次産業化と、漁業従事者の負担軽減を図ることで若者の漁業離れを無くし活性化を図ります。もう一つは、「住みやすい町づくり」についてです。主に道の駅の具体的な設置場所を提案しながら、町民が集まる憩いの場をつくり、特産物の販売とそれに伴う雇用を創出することで住みやすい町の実現を目指す事を提言しました。最後に、3年間をかけて地域の事を学んだ生徒から「浜中学の一期生として、浜中の人口減少に歯止めをかけることを最大の課題としてこの提言をまとめました。まだまだ勉強不足な面もありますが、若者が輝ける町にしていきたい。」と力強く語りまとめました。来場された方々からも、「各種派遣事業報告を含め、それぞれが立派に発表していました。町の活性化、PRにつながるアイデアが考えられていて素晴らしい学習になった事がよくわかりました。」などの感想が寄せられました。次年度は、この提言内容を踏まえ、新たな提言を行う予定です。

郷土を愛する霧高生が真剣に考え引継がれていく思いと今後の実践に、町民の皆様も是非ご注目ください。



平成28年度 浜中町育英奨学生募集のご案内

浜中町教育委員会では、学習する意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため奨学金を給付しております。

平成28年度につきましても次のとおり募集いたしますので、希望される方は期日までに願書等必要書類を提出してください。

1 出願資格

- (1) 浜中町民の子弟であること。
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学に在学する者又はこれらの学校に進学を希望する者であること。

2 出願の手続き

町内中学校及び霧多布高等学校に在学の場合は、学校に必要書類がありますので、交付を受け必要事項を記入のうえ学校へ提出してください。

町外の学校に在学の場合は、教育委員会に必要書類がありますので、交付を受けた後、同様の手続きをしてください。

- (1) 学生（継続）願書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 学業成績証明書（新1年生の場合は中学3年生又は高校3年生時の証明）
- (4) 家庭状況調査書
- (5) 学校検診記録書
- (6) 所得調査同意書（保護者の住所・氏名を記入し押印したもの）
- (7) 合格通知書の写し（4月からの進学者のみ）



3 奨学金の給付月額

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 高等学校、高等専門学校（1年生から3年生） | 5,000円 |
| (2) 高等専門学校（4年生、5年生及び専攻科）、専門学校、短期大学、大学 | 10,000円 |

※給付された奨学金は原則返還する必要はありません。

4 給付期間

奨学生の資格は、平成28年4月から1年間のみです。2年以上継続して奨学生になることを希望する場合は、毎年度願書の提出が必要になります。

5 選考方法

奨学生は、奨学審査会において、選考基準に基づき審査され選考されます。また、同一世帯からの出願は1名のみといたします。選考結果につきましては、教育委員会より出願者全員に通知いたします。

6 願書の受付期間

平成28年3月1日から3月31日の間に、下記までご提出ください。

※ 期間前及び期限後の提出は受付できませんのでご注意ください。

願書に関するお問い合わせ
願書の提出は

〒088-1553 厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地

浜中町教育委員会管理課総務係(総合文化センター) ☎62-2371

成人式の記念写真を配布しています！

教育委員会では、平成28年浜中町成人式に参加された新成人の皆様々に記念写真を配布していますので、ご希望の方は期日までに配布窓口までお越しください。なお、本人が受け取りに来られない場合は、家族や友人の方でも受け取れます。何かご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

配布期間 2月1日(月)～2月19日(金) 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く。)

配布窓口 総合文化センター (霧多布・湯沸・暮帰別・新川・仲の浜・琵琶瀬・散布・榊町・後静にお住まいの方)
役場茶内支所 (茶内・円朱別・西円朱別にお住まいの方)
役場浜中支所 (浜中・熊牛・厚陽・姉別・恵茶人・貫人・仙鳳趾・奔幌戸・幌戸にお住まいの方)

問合せ先 教育委員会生涯学習課社会教育係 ☎62-2394

学校教育からの情報コーナー

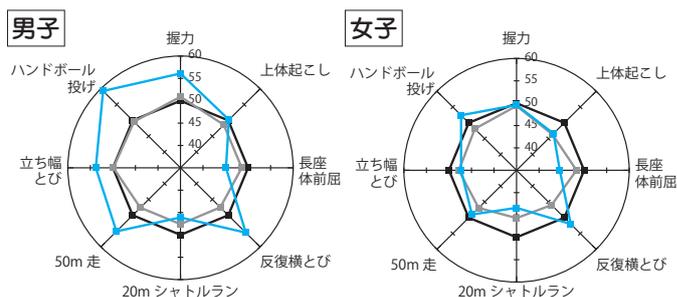
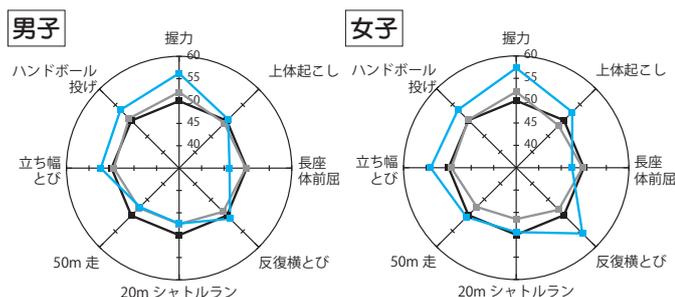
浜中町の子ども体力・運動能力等の状況について

本年度の本町の小学5年生と中学2年生の体力・運動能力の調査結果をお知らせします。

○体力テストの種目別結果の全国・全道との比較（全国を50とした時の得点をグラフで表示）

【小学5年生】 H27年度 ■ 浜中町 ■ 全国 ■ 北海道

【中学2年生】 H27年度 ■ 浜中町 ■ 全国 ■ 北海道



体力テスト8種目中、小学5年生の男子が5種目、女子が6種目、中学2年生の男子が6種目で全国平均を上回り、過去の調査の中で一番の高得点を示しました。また、中学校2年生の女子は2種目で全国平均を上回りました。小・中学校ともに「長座体前屈（柔軟性）」「20mシャトルラン（持久力）」については全国平均を下回りました。

今回の調査結果については、学校における体力向上策はもとより、家庭、地域と連携した取り組みが成果として着実に現れてきたものと受け止めています。

また、併せて実施した体格や運動習慣等の調査では、小5・中2ともに次のような課題が見られました。

- 肥満傾向児の出現率が全国平均より高い。
- 「朝食を毎日食べる」「8時間以上の睡眠をとる」割合が全国平均より少ない。
- 土・日曜日の運動時間が全国平均と比べて少ない。



偏った栄養摂取などの食生活を見直し、十分な運動時間を確保するなど、生活習慣の確立が望まれます。

これらの成果や課題を踏まえ、今後も学校・家庭・地域が連携しながら、子ども達の体力向上に向けた取り組みの充実を図っていきます。

来年度から浜中町の各学校で「土曜授業」が始まります

浜中町では、平成28年度より「土曜授業」を実施します。（小・中・高等学校で年間3～5回程度、代休日は設けず、原則土曜日の午前中を活用して学校教育活動を行うものです。）

本町ではこれまでも、家庭・地域との連携のもと、互いに信頼し合う学校づくりに努めてまいりました。今後もこれまで以上に、家庭・地域に「開かれた学校づくり」を推進し、未来を担う子ども達の「生きる力」の育成を図るべく、より豊かな学習機会を提供するための一方策として、この「土曜授業」を始めます。

＝「土曜授業」に期待する効果は？＝ 子ども達を“共に育てる”活動が充実します！

- 校外学習や体験活動など、多様な学習活動を行い、子ども達の学びに対する興味・関心を高めます。
- 保護者や地域の方々の授業参観や学習活動への参加が容易になり、皆で子どもを育てる気運を高めます。
- 平日の放課後等にゆとりができ、子ども達が先生とかかわる時間が増えたり、補充的な学習等のきめ細やかな指導の機会を確保したりすることができます。



各学校ごとに、土曜授業の具体的な内容や期日について検討し、家庭・地域の皆様にお知らせしてまいります。より充実した教育活動の実現のために、土曜授業への積極的な参加とご協力をよろしくお願いいたします。



新着図書案内



『かえってきた へんしんトンネル』

あきやま ただし/作・絵(児童書)

大人気絵本『へんしんトンネル』が新しくなって帰ってきました!

ある日とつぜん現れたトンネル。その名も“へんしんトンネル”。このトンネルをくぐると…あら不思議。なぜかみんな変身してしまうのです!

あのキャラクターも再び登場しますよ!



『ずかん 宝石』

飯田 孝一/監修
川嶋 隆義/写真(児童書)

ダイヤモンドやルビーなどの有名な宝石から、サーペンチン、ネフライトといった珍しい宝石まで、様々な種類の宝石がキレイな写真と一緒に登場!

宝石がどうやって生まれたのかなども、分かりやすく紹介しています。



『狐笛のかなた』

上橋 菜穂子/作(児童書)

人の心の声聞こえる〈聞き耳〉という力を受け継いでしまった小夜。ある日、この世とあの世の〈あわい〉で生まれた霊狐・野火に出会い…

『鹿の王』で2015年本屋大賞を受賞した作者が、心の中にあるくなくかしい場所を描いた心温まる物語です。



『マンガでわかる! 片づけ+収納術』

宙花 こより/著(一般書)

片づけたいのに、片づけられない…。どこから手を付けたらいいのか分からない…。そんな方もこの本を読めば、お部屋はたちまちキレイ・スッキリに片づく…はず?

コミックエッセイなので、とても読みやすくなっています!



『ジェームズ・ボンドは来ない』

松岡 圭祐/著(一般書)

瀬戸内海にある島が、映画『007』ロケ誘致活動に挑んだ!

島を愛する遥香も参加し、やがて活動は8万人以上の署名が集まるほど盛り上がるが、課題もたくさんあり…。

知られざる実話にもとづく青春小説が登場!



『最後はなぜかうまくいくイタリア人』

宮嶋 勲/著(一般書)

嫌いなことはやらない。商談よりも食事が大事。空気は読んだことがない…。それでも結果を残せるイタリア人。ファッションから車まで、独自のセンスと哲学で一流を生み出す国民の秘密に迫る!

※見習ってはいけない部分も紹介されています…。



《児童書》『中学3年分の英語が面白いほどわかる65のルール』 斎藤 泰弘/作

『おとうさん ぼくね…』 長谷川 義史/作・絵

『1週間の物語』 日本児童文学者協会/編

『かぐや姫のおとうと』 広瀬 寿子/作 丹地 陽子/絵

《一般書》『本を読む人だけが手にするもの』 藤原 和宏/著

『戦国武将の解剖図鑑』 本郷 和人/監修

『運命の花びら 上・下巻』 森村 誠一/著

『生きるということ』 黒井 千次/著

《図書室からのお願い》

図書室の本をお持ちの方で、返却期限が過ぎている本はございませんか?

返却されていない本の中には、話題となった人気の本や、次に借りたい方が待っている本もあります。

図書室の本の貸出期間は2週間と決まっています。もし、期限の過ぎている本がご家庭にごございましたら、速やかに返却をお願いいたします。

「絵本らんど・おはなしタイム」のお知らせ

総合文化センター(2F・図書室) 午前11時より

2月13日(土)

2月27日(土)

紙芝居『の一びた のびた』

絵本『おふろにいらて』

絵本『ゆきのふるよる』

紙芝居『なぜ、おひなさまをかざるの?』

絵本『いろいろばあ』

絵本『てぶくろ』

○×クイズ

- (1) 筋肉があると病気と闘いやすい強い身体になる。
- (2) 下半身の筋肉の衰えは、肺炎、心筋梗塞、糖尿病など多くの病気と関係している。

答え どちらも○です。

世界が注目する

インターバル^{そくほ}速歩

NO 320 保健師・歯科衛生士・栄養士です

最近の研究から筋肉の多い人の方が、少ない人よりも症状の重たい場合の死亡率が半分になることや、筋力トレーニングは、免疫細胞を増やす働きがあることなどが分かっています。

らく～に、おいしく筋力アップする方法

ややきつめの速歩きの後、すぐに牛乳を飲みます。

この方法は、1日1万歩を歩くより、はるかに筋力アップ効果があります。

ポイント1 (ややきつめの) 速歩き3分間、次にゆっくり歩き3分間、また速歩き3分間というように交互に繰り返すインターバル^{まぎ}速歩をします。

☆ 初めはきついので、速歩きを1分間から行い、体力がついてきたら速歩きを3分間に切り替えましょう。

☆ 1週間で速歩きの合計時間が60分になるのを目標にしましょう。

例) 1日15分間の速歩きを週4回した場合、1週間で合計60分になります。

- ☆ 速歩きの姿勢 ①視線は25mほど先に向け、背筋を伸ばして歩きます。
- ②できるだけ大股で歩き、かかとから着地します。
- ③腕を直角に曲げ、前後に大きく振ります。



ポイント2 速歩き後、30分以内に牛乳200mlを飲みます。

☆ 速歩き後30分以内であれば、牛乳の栄養分が筋肉に効率よく吸収され、筋肉量が増えます。

☆ 牛乳でお腹がゴロゴロする人は、ヨーグルト180gがおすすめです。

続けると効果倍増! ～1週間に合計60分間の速歩きを続けていると～

- 1週間後 ⇒ 汗をかきやすくなり、代謝が上がります。
- 2週間後 ⇒ 太り気味の方は、2週間で体重が1kg減少します。
- 1か月後 ⇒ 歩くのが楽になります。
- 2か月後 ⇒ 体が疲れにくくなります。

速歩きを継続すると、10歳若返った体力が得られ、それに伴い高血圧や高血糖、肥満などの生活習慣病の症状が20%改善し、さらに足腰の痛みやうつ症状が大幅に改善することが科学的に実証されています。



みるこんからのお知らせ



新1年生になる準備 ～ましん・風しん予防接種を受けましょう～

ましん・風しん予防接種の第2期は、小学校入学前の1年間に1回接種を行います。

万一、この期間(平成28年3月31日まで)に接種しなかった場合は、定期接種の扱いとならず接種費用も自己負担となりますので、できるだけ早く接種を受けましょう。

- 対象者 保育所の年長児さん及び年長児相当のお子さん(平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)
- 接種期限 平成28年3月31日
- 持ち物 予防接種券、予診票、母子健康手帳、健康保険証
※予防接種券、予診票等を紛失された方は、下記までご連絡ください。

浜中診療所からのお知らせ

【内科医師派遣診療について】

北大第二内科医師の診療日をお知らせいたします。

○2月24日(水)～2月28日(日)

※ただし、土・日曜日は、急患（急病）のみの診療となりますので、来院される前に必ず電話連絡いただきますようお願いいたします。

【整形外科診療について】

市立釧路総合病院の医師による、整形外科の診療日をお知らせいたします。

○3月8日(火) 10時～

※腰痛、肩痛、股関節痛で受診を希望される方は、予約が必要となります。また、医師の都合により診療日が変わる場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

浜中診療所

☎六二一―二二三三



ひとのうごき

12月末現在（前月比）

●人 口	：6,194人	（－	6）
男	：3,020人	（－	3）
女	：3,174人	（－	3）
●世帯数	：2,468世帯	（±	0）



おたんじょう

姉 別南・武藤	大悟くん (和昭さん)
暮 婦 別西・稲本	美桜ちゃん (裕和さん)
暮 婦 別東・小川	真奈ちゃん (靖博さん)
新 川 東・船柳	篤冬くん (大地さん)
霧 多 布 東・野崎	悠依くん (岳史さん)
姉 別 緑 榮・川村	幸音ちゃん (盛幸さん)
藻 散 布・野呂	一花ちゃん (健二さん)
茶 内 旭・小黒	紗雪ちゃん (俊明さん)



お く や み

茶 内 緑・草野	藤夫さん (84歳)
茶 内 緑・鈴木	富子さん (79歳)
浜 中 東・大山	功さん (80歳)
奔 幌 戸・澤山	エツさん (74歳)
西 門 朱 別 西・橋場	吉二さん (90歳)
茶 内 西・寺澤	竹司さん (85歳)

俳句



嫁が君足萎え擦りぬけ入りきし

酒井 梅子 (茶 内)

穏やかな元日の朝裂く銃声

福沢 秋桜 (茶 内)

短歌

貧困と戦火のもとに生まれ来し彼方の国の幼子のこと

相原 睦子 (茶 内)

小さき手親の真似事お手伝い日々の仕事に疲れ癒され

二瓶 晴子 (茶内第三)

元日は塵にも神の宿りしと母の言葉ら胸に宿りし

福沢 秋桜 (茶 内)

はまなか行事カレンダー (2月)

日	月	火	水	木	金	土
	1 ○健康教室【茶内第三】 (茶内第三母と子の家 10:00~11:30)	2	3 ○豆まき会(霧多布保育 所 9:30~11:00) ○ハツラツ倶楽部わっはっ は(老人福祉センター 10:00~11:30)	4 ○健康教室【琵琶瀬】(琵 琶瀬住民センター 10:00~11:30) ○健康教室【姉別南】(姉別 農村環境改善センター 13:30~15:00)	5	6
	文 体 農 す M	霧				勤
7	8	9	10 ○ハツラツ倶楽部わっ はっは(茶内コミュニ ティセンター 13:30 ~15:00)	11	12	13 ○絵本らんど・おはなし タイム(文化センター 図書室 11:00~)
M 勤	文 体 農 す M	霧		農 M 勤	文 体 す	勤
14	15	16	17 ○ハツラツ倶楽部わっ は(老人福祉センター 10:00~11:30)	18 ○健康教室【茶内市街】 (茶内コミュニ ティセンター 10:00~ 11:30)	19	20
M 勤	文 体 農 す M	霧				勤
21	22 ○健康教室【西円朱別】 (西円朱別農民研修 センター 10:00~ 11:30)	23	24 ○ハツラツ倶楽部わっ はっは(茶内コミュニ ティセンター 13:30 ~15:00)	25 ○むし歯予防教室(母子 健康センター 10:00 ~11:00)	26 ○風呂の日(ゆうゆ)	27 ○絵本らんど・おはなし タイム(文化センター 図書室 11:00~)
M 勤	文 体 農 す M	霧				勤
28	29 ○健康教室【姉別北】(姉 別寿の家 10:00~ 11:00)					
M 勤	文 体 農 す M					

● 役場からの伝言板 ●
・浜中町防災行政無線で放送した内容を確認したい場合は、『☎62-5333』へ電話してください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

2月あそびのひろは日程
毎週…☎☎☎☎☎ 9:00~12:00
(霧多布保育所内子育て支援センター)
毎週…☎☎☎☎☎ 14:30~16:30
(霧多布保育所内子育て支援センター)
毎週…☎ 10:00~12:00
(茶内コミュニティセンター) ※コミセン使用時はお休み

● 表下段は休業・休館のお知らせです。各記号は下記の施設と対応しております。
 文…総合文化センター 体…総合体育館 農…農業者トレーニングセンター す…すくらむ21
 M…MO-TTOかぜて 霧…霧多布湿原センター 勤…勤労青少年ホーム

発行 浜中町役場
編集 企画財政課広報係

〒088-1592
北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
☎(0153)62-2111 代表 FAX(0153)62-2229
町ホームページ <http://www.townhamanaka.jp/>

